

第15日

平成24年 6 月22日（金）

午前10時零分開議

○議長（手嶋源五君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は20名で会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案等について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第40号議案ほか4件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田悌子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田悌子君） ただいま議題となりました第40号議案ほか4件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告申し上げます。

まず、第40号議案長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、長期継続契約を締結することができる契約の契約期間を延長するものであります。

執行部の説明によりますと、平成16年の地方自治法の改正により、長期継続契約を締結できる契約を条例で定めることが可能となり、公用または公共用施設の管理等業務委託契約については、その契約期間を3年以内としておりましたが、他市の状況もかんがみ、今回5年以内に変更することにより、委託契約経費の削減が期待できるとのことです。

本委員会といたしましては、上限を5年に延長することで、かえって新規事業者の参入を妨げることなど、デメリットもあるのではないかと意見もありましたが、経費の削減が期待できることもあり、今後、契約期間の決定にはより慎重を期すことなどを要望し、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第41号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、朝倉市総合市民センター研修施設第9学習室の用途を変更し、教育支援センターのライブラリー資料を含む図書館資料収納保管施設とするものであります。

執行部の説明によりますと、第9学習室は開館から平成21年10月までは、OA研究室として使用してまいりましたが、市のIT拠点施設を立石小学校に移したことにより、平成22年4月からは学習室として使用していました。

また、第9学習室は中央図書館2階の奥に位置し、OA研修室として使用していたため、

部屋の広さに比べ座席数が20席と少ないため、年間利用率が7%から8%にとどまり、総合市民センターの研修施設の中で、一番利用が少ない学習室であったということです。

さらに、教育支援センターの視聴覚ライブラリーについては、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合の事務事業の見直し、整理により平成23年度末をもって朝倉市へ移管することになり、図書館において収納保管スペースが必要な状況でもありました。

これらのことから、第9学習室が中央図書館の2階に位置することもあり、図書館との一体的な活用管理が図られることから、今回第9学習室を図書館資料集の保管施設とするものです。

本委員会といたしましては、市民がより利用しやすい施設となるよう広報にも努められることを要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第42号議案、第43号議案及び第44号議案の工事請負契約の締結については、いずれも工事請負契約を締結するにあたり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、第2条の規定により、議会の議決を求められているものでありますので、一括して報告させていただきます。

各議案の内容といたしましては、まず第42号議案は、福田小学校屋内運動場改築建築主体工事を施行するため、5月17日指名競争入札により、才田・柿原特定建設工事共同企業体を工事請負人と定め、請負契約額1億9,278万円で仮契約をしております。

次に、第43号議案は、久喜宮小学校屋内運動場改築建築主体工事を施行するため、5月17日指名競争入札により、古賀・筑水特定建設工事共同企業体を工事請負人と定め請負契約額2億527万5,000円で仮契約をいたしております。

最後に、第44号議案は、南稜中学校屋内運動場大規模改造建築主体工事を施行するため、5月17日指名競争入札により、小嶋・梶原特定建設工事共同企業体を工事請負人と定め、請負契約額1億8,585万円で仮契約をしております。

なお、工期については、平成25年2月中の竣工を見込んでいるとのことです。

以上がそれぞれの議案の内容ですが、本委員会といたしましては、いずれも耐震診断の結果、改築工事等を行うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。18番実藤議員。

○18番（実藤輝夫君） 40号議案について御質問いたします。

先ほど委員長が賛成多数という御報告をされました。賛成多数ということであれば、反対も出たということは当然であります。そうした場合に私どもがこれについて委員長の報告を聞きながら、那边にそういった問題が出てきたか、当然御報告されるべきではなか

ったかという気がいたします。

それであえて、40号議案について3年が5年以内になったということの理由が、経費の節約が見込まれるということだけでございましょうか。当然反対される方は、それなりの論拠があるわけですから、その審議過程というのが報告されてしかるべきだろうと思います。

そこあたりの問題が報告されなかったということで、その審議過程そういった意見を私どもにもお知らせを願いたいと思います。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） ただいまの質問にお答えいたします。

反対理由としましては、あ、議長。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 失礼いたしました。

反対理由としましては、5年契約であることから、一応5年でいい業者に当たればいいんだけど、長過ぎるのではないかということで、反対の意見がございました。

○議長（手嶋源五君） 18番実藤議員。

○18番（実藤輝夫君） なんかこう、私これ反対する賛成する一つの基準を、委員長報告において決めなきゃいかんというふうに思っておりましたが、極めて5年という範囲の理由づけがなかなかわからない。3年なり5年というのは一つの基準ではあるんですが、これは人事においても、あるいは契約においても、その他一般的に考えた場合に、通常は3年、あるいは延長しても5年というのが、全体的に今までの行政の慣例でした。だから5年が悪いというわけではありませんが、第2条に、限られた長期継続契約を締結する契約は次の掲げるものとするといって3つあります。極めて限定的なものです。果たして経費だけでなるのか、1番目は確かにそうかなという気はします。しかし、2、3はそうなのかなと。で、ま、いろんな内部の業者、その委託を契約をしていく場合の見直しというのは、当然図っていかなきゃならんもんで、ただ5年というもんをただ漠然とじゃなく、一つの基準として設定した、これは、便宜上そのほうがいいと言われれば、そうかなというだけの話であって、さしたる決定的な理由にはならないんじゃないかなって気はします。やっぱり3年という一つの見直し期間というのは、特に行政改革という経費だけで見ると、もう一つはやはりいろいろなよどむ問題等もかつては出てきておりますわけですから、そういったもののチェックをしていくということが当然あつてしかるべきではなかったかという気がいたしますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（手嶋源五君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（平田梯子君） 執行部との話の中で、そのことも出ましたが、あくまでもこれは5年以内であつて施設によっては、1年契約であり2年契約で3年契約で4年契約であり、上限が5年ということで、入札の段階でしっかりその業者は審査すると、それから私どもが申し添えましたことは、1年間委託しつ放しではなくって、審査をきち

んとやってほしいという要望は十分出しました。以上でございます。

○議長（手嶋源五君） ほかになければ、以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。
（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、40号議案長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。御意見ありませんか。9番田中保光議員。

○9番（田中保光君） 賛成の立場で討論をさせていただきますが、この条例改正というものは地方自治法の、さっき委員長の説明でもありましたように、改正に伴いまして、条例改正をされておるものだと理解をしておるわけでございますが、やはり私の考え方としては、長期契約これは当然に原則としては、債務負担行為でやるべきところであろうと、私は原則的には考えております。

しかしながら、事務の支障のある、あるいはさっき言われました経済的な問題もあろうかと思えます。そういうものを総合的に勘案をいたしますと、果たして5年以内という条例改正でございますが、最高期限をとる考えていくということではなしに、やはり契約案件について、その必要性というものを十分に吟味をしていただく、あるいは長期契約の中で契約金額等そういうものを含めながら、この条例に基づきます長期継続契約をやりたい、そういうものをやはり条例があるからできるんだということではなしに、やはりさっきから申し上げますように、債務負担行為が原則であるというふうに思いますので、そういうものを、執行部におかれましては、十分検討された中でこの条例を適用していただきたいということを加えまして、私は賛成といたします。以上です。

○議長（手嶋源五君） ほかに。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これで討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと求めます。よって、第40号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第41号議案朝倉市総合市民センター及び地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第42号議案工事請負契約の締結についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第43号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第44号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた、第36号議案ほか5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 村上百合子君登壇）

○環境民生常任委員長（村上百合子君） ただいま議題となりました36号議案ほか5件につきまして慎重に審査いたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論につ

いて簡潔に御報告いたします。

それでは、第36号議案専決処分についてであります。

本件は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、平成24年4月1日から施行されたことに伴い、朝倉市税条例及び朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものを、同上第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。

今回の改正の主なもので、固定資産税については、地価が下落している場合の下落修正措置を平成26年度まで延期するもの、商業地等の宅地及び農地についての特例措置を平成26年度まで延長するもの、廃止される住宅用地の特例措置の経過措置を、平成25年度まで適用するものとなっております。

そのほか、市民税と国民健康保険税については、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合の所得割の計算において特例をうけることができる居住用財産の譲渡期限が3年であったものを、7年に延長するものであります。

本委員会といたしましては、本件は法令の改正に伴うものであり、その内容を了とし、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第37号議案専決処分についてであります。

本件は平成23年度国民健康保険特別会計の額の確定見込みに伴い、事業勘定において、歳入が不足しこの附則分を補てんするため、平成24年度予算において、繰り上げ充用する予算、3億2,000万円の補正を行う必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年5月25日付で専決処分したものを、同上第3項の規定により報告し、議会の承認を求められているものであります。審査にあたりましては、執行部に対し増加し続ける医療費についてどのように分析し、対応していくのかを正したところであります。執行部の説明によりますと、国民健康保険をとりまく医療制度の問題、高度医療の普及による一件あたりの医療費の増加などが、国民健康保険特別会計を圧迫する要因として上げられますが、今後とも、医療費の適正化に向け取り組みを強化していきたいとのことでありました。

本委員会といたしましては、国民健康保険特別会計は依然として厳しい状況であり、予算執行上やむを得ないとするものの、担当である保険年金課のみでなく、健康課や介護サービス課なども含め、市が一体となって協力しながら、医療費の削減に努力していただくよう要望して、全員異議なく原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、第39号議案朝倉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本件は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱したもの等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律により、外国人登録法が廃止されること及び住民基本台帳法の一部が改正されること等に伴い、朝倉市印鑑条

例、朝倉市手数料条例及び朝倉市公共下水道条例について外国人登録原票の規定を削除し、外国人登録原票記載事項証明書にかかわる規定の整備を行うものであります。

審査に当りましては、本案は総務文教及び建設経済常任委員会が所管する条例改正も含まれていることから、両常任委員会に意見を求めた上で、審査を行ったところであります。

今回の改正が、法律の改正に伴うものであり、必要な条例改正であるという総務文教及び建設経済常任委員会からの意見を受け、本委員会といたしましては、両委員会の意見と同様にこれらの条例改正が法律の改正に伴うものであることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第45号議案交通事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した交通事故により、被害者の受けた損害を賠償するに当たりその額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成24年4月3日午前10時頃、加害者が資源物を甘木朝倉三井環境施設組合ごみ処理施設へ搬入するため筑前町高田において公用車を運転中、積載していた網かごが突風により落下し、対向車線を走行中の被害者の車両に接触し損害を与えたものであります。なお、和解契約につきましては、市が相手方に損害賠償金として6,584円を支払う内容となっているところであります。全額保険で処理されるものであります。

以上が、議案の内容ですが、本委員会といたしましては、事故防止策について執行部にただし、審査を行ったところ、公務遂行中に起こした事故による措置であり、やむを得ないとしながらも、今後ともさらなる事故防止の対策に努めるよう要望し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第46号議案印鑑破損事故による損害賠償についてであります。

本件は、公務遂行中に発生した印鑑破損事故により、被害者の受けた損害を賠償するに当たりその額を定めること、求償権を放棄すること及び和解契約を締結することについて、地方自治法第96条1項の規定により議会の議決を求められているものであります。

内容といたしましては、平成24年4月6日午前10時15分頃、加害者が朝倉市役所本庁において登録印鑑の変更届出を受理し、印鑑登録原票を作成中、被害者の印鑑を誤って床に落下させ損害を与えたものであります。なお、損害賠償金としては、1万4,000円を支払うこととなっております。全額保険で処理されるとのことであります。

本委員会といたしましては、事故防止策について執行部にただし、今後同様の事故が起こることがないように求め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第48号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

本件は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合に対し構成市町村が負担する共通経費の人口割に係る規定を改めるため、福岡県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求

められているものであります。

本委員会といたしましては、法律の改正に伴う手続であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論であります。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げて、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 村上百合子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第36号議案専決処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第37号議案専決処分についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおり承認されました。

次に、第39号議案朝倉市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第45号議案交通事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第45号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第46号議案印鑑破損事故による損害賠償についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第48号議案福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第47号議案を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 田中保光君登壇）

○建設経済常任委員長（田中保光君） ただいま、議題となりました第47号議案1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡単に御報告いたします。

第47号議案市道路線の認定についてであります。

本件は、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同上第2項の規定により議会の議決を求められているものであります。路線の概要であります、立野3号線につきましては延長28.3メートル、幅員4.9メートルから6.2メートルの道路であり、市道として管理するため認定しようとするものであります。

本委員会といたしましては、現地調査を行い認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。

何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 田中保光君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、第47号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた24請願第2号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田悌子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田悌子君） ただいま議題となりました、24請願第2号につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

24請願第2号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願についてであります。

本請願は、1、少人数学級を推進すること、具体的な学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持と国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、2つの事項を求める意見書を、国の関係機関に提出してほしいというものであります。

本委員会といたしましては、審査に当たって、まず教育委員会事務局から教職員定数改善計画等国や県の動向について説明を受けたところであります。説明によりますと、毎年開催されております全国都市教育長協議会定期総会においても、少人数学級に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期すること及び義務教育費国庫負担制度を堅持することなどが決議され、国に対して要望がなされており、請願の趣旨に同意すべきものがあるとのことであります。

本委員会といたしましては、子どもたちの基礎学力の向上ときめ細やかな指導の充実に図り、あわせて教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、24請願第2号の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（手嶋源五君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） それでは、24請願第2号「少人数学級推進」、「義務教育国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、24請願第2号は採択することに決しました。

次に、第38号議案の審議を行います。

それでは、第38号議案平成24年度朝倉市一般会計補正予算第1号についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前10時38分休憩

午前11時零分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。本日、市長より議案1件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会より意見書案1件、議会運営委員会より発議案1件が提出されました。

これを一括上程し、まず、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田俊介君） 皆様方には、連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

第49号議案朝倉市教育委員会委員の任命につきましては、朝倉市教育委員会委員、丸林学の任期が本年6月23日に満了することに伴い、新たに小川孝文を朝倉市教育委員会委員として任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（手嶋源五君） 補足説明があれば承ります。

なければ、次に、意見書案について提出者代表の説明を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 平田梯子君登壇）

○総務文教常任委員長（平田梯子君） それでは、意見書案第2号につきまして提出者を代表いたしまして提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましてはお手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました24請願第2号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に添いまして提出した次第であります。

何とぞ、御賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

（総務文教常任委員長 平田梯子君降壇）

○議長（手嶋源五君） お諮りします。発議案第2号につきましては、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明を終わりました。

議案等考案のため暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時3分休憩

午前11時4分再開

○議長（手嶋源五君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせのとおり、同一議題について3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第49号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、意見書案第2号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出についてを議題といたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

ここで御報告いたします。平成24年3月定例議会におきまして議決いたしました、発議案第1号議員の派遣についての内容の変更がありました。議長権限により、4月12日から13日までの滋賀県大津研修への派遣議員のうち、草場重正議員にかえて田中保光議員を派遣いたしましたので御報告をいたします。

お諮りいたします。発議案第2号については質疑を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の説明は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第2号及び発議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、第49号議案については、会議規則第35条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたします。

それでは、第49号議案朝倉市教育委員会委員の任命についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、第49号議案は原案のとおり同意されました。

次に、意見書案第2号「少人数学級推進」、「義務教育費国庫負担制度拡充」にかかわる意見書の提出についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。発議案第2号については討論を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第2号議員の派遣についてを議題とし、採決をいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よってさよう決定いたしました。

次に、朝倉市農業委員会委員の推薦を行います。本件は農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により行うものであります。

お諮りいたします。朝倉市農業委員に、後藤かみ代氏、田尻新氏、足立博子氏、日野久美氏を推薦いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（手嶋源五君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました4名

を朝倉市農業委員会委員に推薦することに決しました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告については別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて平成24年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時9分開会